外国人の不法就労防止に御協力を!!

◇　**不法就労**とは…

1　日本国内に滞在することが認められていない外国人が働くこと

（例）　密入国した人が働くこと
　　オーバーステイの人が働くこと

2　日本国内で働くことが認められていない在留資格の外国人が資格外活動の許可を受けずに働くこと

（例）　観光の目的で入国した人が働くこと
　　知人訪問の目的で入国した人が働くこと
　　留学生が許可を受けずにアルバイトをすること

3　日本国内で働くことが認められている就労の在留資格を有する外国人がその在留資格で認められた範囲を超えて働くこと

（例）　コックとして働くことを認められた人が工場や事業所で単純労働者として働くこと

◇　**不法就労助長罪**とは…

1　事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

2　外国人に不法就労活動をさせるために、自己の支配下に置いた者

3　業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は上記2の行為に関してあっせんした者

※　3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科

※　外国人を雇用する際、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても処罰されます。

※　在留資格を確認していない等の過失がある場合も同様です。

◇　**外国人雇用状況の届出義務**とは…

事業主は外国人労働者の雇入れ又は離職の際に、その者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出なければなりません。

※　違反した者には30万円以下の罰金が科せられます。

事業主の皆さんへ

不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。
外国人を雇用しようとする場合は、適法に働くことができるかどうか、在留カード、パスポート等で在留資格、在留期間、資格外活動許可の有無などを確認してください。